

入 札 説 明 書

調達件名

新潟市立学校で使用する電力の供給（松浜中学校 外55校）

新潟市教育委員会学務課

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号。以下「規則」という。）、新潟市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成19年新潟市規則第88号。以下「特例規則」という。）、本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 競争入札に付する事項

(1) 件名及び数量

件名	校数	予定 契約電力 (kW/月)	予定 使用電力量 R8.7～R9.3 (kWh)	予定 使用電力量 R9.4～R9.6 (kWh)
新潟市立学校で使用する電力の供給 (松浜中学校 外 55校)	56	5,251	6,360,600	1,742,900

(2) 供給内容等

別添「電力供給条件仕様書」のとおり

(3) 履行場所

新潟市立松浜中学校 外 55校

各学校の所在地は、「電力供給条件仕様書」別紙1のとおり

(4) 契約期間

令和8年7月1日から令和9年6月30日まで(12か月)

なお、本件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約とする。

(5) 入札保証金

新潟市契約規則第10条第2項により免除する。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 新潟市の競争入札参加資格者名簿（物品）に登載されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 「新潟市電力の調達に係る環境配慮方針」の別表に示す配点により算定した評価点の合計が70点以上であること。
- (4) 新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領での別表2の9（暴力的不法行為）の適用に該当しない者であること。
- (6) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第34条第4項の規定に基づき、本入札の公告日の属する年度の前年度の4月1日から本入札の開札日までの間に、同法第31条に規定する納付金が未納で

ある旨の公表がなされた者でないこと。

- (7) 本入札の公告日の属する年度の前年度の4月1日から本入札の開札日までの間に、新潟市との電力契約における売買代金等の滞納がないこと。
- (8) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づく小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (9) 令和6年4月1日以降に当該業務もしくはこれと同種の業務の実績を2つ以上有すること（契約履行中のものを含む）、又は当該業務の履行が可能な者であること。なお、同種の業務の実績とは、契約電力が3,000kW以上の実績のことを指す。
- (10) 事故発生時等に緊急対応可能な体制が整備されていること。

3 スケジュール

項目	日程
公告	令和8年 4月 8日（水）
入札参加資格審査申請書受付 (入札参加資格のない者のみ必要)	令和8年 4月 8日（水）から 4月 21日（火）まで
一般競争入札参加申請書受付	令和8年 4月 8日（水）から 令和8年 4月 28日（火）まで
質疑書受付	令和8年 4月 8日（水）から 4月 20日（月）まで
質疑書への回答	令和8年 4月 23日（木）まで
一般競争入札参加資格確認結果通知発送	令和8年 5月 15日（金）まで
入札書郵送受付	令和8年 5月 18日（月）から 5月 25日（月）まで
入札・開札	令和8年 5月 26日（火）
電力供給開始	令和8年 7月 1日（水）

4 問い合わせ・書類提出先

郵便番号 951-8554
新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル4階
新潟市教育委員会学務課
電話 025-226-3172
FAX 025-226-0042
電子メール gakumu@city.niigata.lg.jp

5 入札方法

- (1) 入札にあたっては、9か月分の金額（初年度分）で入札に付する。
入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、様式6の2「契約単価兼積算内訳書」を用いて消費税及び地方消費税を含んだ単価により見積もった年額合計の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札書に記載する金額は、契約単価兼積算内訳書に示した契約電力に対する基本料金、予定使用電力量に対する電力量料金（7月から9月を「夏季」、それ以外の月を「その他季」とする）の各単価を設定し、同内訳書を用いて月別電気料金を算出（1円未満切り捨て）し、各月別電気料金を合計した年額合計に、110分の100を

乗じた額（1円未満切り捨て）とする。

- (3) 各単価は、契約電力1kW当たり又は使用電力量1kWh当たりの単価で、消費税及び地方消費税を含むものとし、1円未満の端数がある場合は小数点以下第2位までとする。
- (4) 月額の基本料の算出には、標準力率との差により料金の割引及び割増を考慮できるものとする。
- (5) 燃料費調整等は別途行うこととし、入札金額の算定にあたっては、燃料費調整、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮に入れないこと。
- (6) 入札金額算出の基になる契約単価兼積算内訳書は、入札書に同封し提出すること。

6 一般競争入札参加申請の提出、結果通知の発送

- (1) 本調達の入札に参加を希望する者は、様式1「一般競争入札参加申請書」、様式2「電力調達契約評価項目等報告書」、様式3「安定供給確約書」、様式4「電力供給実績一覧表」、及び会社概要（設立年月日、資本金、事業内容及び供給電源の所在地、当該電源の出力（kW）、電気の送電方法、その他契約上必要と認められる事項を任意の書式により記載するもの。パンフレット可。）を、令和8年4月28日（火）午後5時（必着）までに上記4の場所に、持参又は書留郵便により提出すること。なお、持参の場合の受付時間は、市役所開庁日の午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、令和6年4月1日以降、新潟市立学校における電力供給を行ったことがある者については、様式4「電力供給実績一覧表」の提出を不要とする。
- (2) 一般競争入札参加申請書は、入札を希望する件名ごとに作成すること。なお、参加申請書を複数提出する場合は、様式2、及び会社概要は1部でよいものとする。
- (3) 入札者は、提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じるものとする。
- (4) 一般競争入札参加資格確認結果通知は、令和8年5月15日（金）までに発送する。
- (5) 一般競争入札参加申請書の提出後に入札参加を辞退する場合は、様式8「入札辞退届」を提出すること。

7 質疑の受付、回答

- (1) 仕様書等について疑義がある場合は、様式5「質疑書」を令和8年4月8日（水）から令和8年4月20日（月）午後5時まで、上記4へファックス又は電子メールにより提出すること。
- (2) 回答は令和8年4月23日（木）までに、提出者及び回答日時点で入札参加申請をした者にファックス又は電子メールで送付するほか、新潟市ホームページで公表する。

8 入札及び開札

- (1) 入札・開札日時及び場所
 - ア 日時 令和8年5月26日（火）午前10時30分
 - イ 場所 新潟市役所 ふるまち庁舎 3階 301会議室
（新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル4階）
- (2) 郵送による入札書の受領期間及び受領期限
 - ア 受領期間 令和8年5月18日（月）から令和8年5月25日（月）まで
 - イ 受領期限 令和8年5月25日（月）午後5時 必着

ウ 提出先 上記4の場所へ提出すること。

エ 郵送方法 書留郵便に限る。

- (3) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、契約書（案）を熟知の上、入札をしなければならない。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができない。
- (5) 入札会場には、入札参加者又はその代理人以外の者は入室することができない。ただし、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後においては、入札室に入室することができない。
- (7) 入札参加者又はその代理人は、入札会場に入場しようとするときは、入札担当職員に一般競争入札参加資格確認結果通知書の写し、並びに代理人をして入札させる場合においては、入札権限に関する委任状を提出すること。
- (8) 入札参加者又はその代理人は、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札会場を退室することはできない。
- (9) 入札参加者又はその代理人は、様式6「入札書」及び様式7「委任状」を使用すること。
- (10) 入札参加又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。

ア 入札参加者の住所、会社（商店）名、入札者氏名及び押印（外国人にあっては、署名をもって押印に代えることができる。以下同じ。）

イ 代理人が入札する場合は、入札参加者の住所、会社（商店）名、受任者氏名（代理人の氏名）及び押印

ウ 入札金額

エ 履行場所

オ 件名、品質・規格、数量、単価及び金額

- (11) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本国通貨による表示とすること。
- (12) 入札書と契約単価兼積算内訳書は同じ封書に入れ、かつ、その封皮に入札の日時、件名、入札参加者の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）を記載し、入札公告に示した日時に入札すること。

なお、郵便（書留郵便に限る）により入札する場合については二重封筒とし、外封筒の表書きとして「入札書在中」と朱書き、入札書等の入った封筒と、一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しを外封筒に入れること。加入電信、電報、電話その他の方法による入札は認めない。

- (13) 入札書等及び委任状は、ペン又はボールペンを使用すること。鉛筆及び消せるボールペンの使用は認めない。パソコン等により作成し、プリントアウトしたものも可。
- (14) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておくこと。ただし、入札金額の訂正は認めない。
- (15) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。
- (16) 不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがある。

- (17) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行う。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。
- (18) 開札した場合においては、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、郵送による入札を行ったものがある場合において、直ちに再度の入札を行うことができない場合は、契約担当者が指定する日時において再度の入札を行う。なお、後記9の各号に該当する無効入札をした者は、再入札に加わることができない。
- (19) 再入札は1回とし、落札者のない場合は施行令第167条の2第1項第8号の規定により最終入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札参加者と随意契約の交渉を行うことがある。なお、再入札にあたっては入札書のみでも可能とし、入札後速やかに再入札の際の入札書の価格と同額の契約単価兼積算内訳書を提出すること。

9 入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者がした入札又は代理権のない者がした入札。
- (2) 入札書の記載事項中入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札。
- (3) 入札者が2以上の入札(本人及びその代理人がした入札を合わせたものを含む。)をした場合におけるその者の全部の入札。
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する不正の行為によった入札。
- (5) 公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる入札。
- (6) 再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札。
- (7) 入札公告等において示した入札書の受領期限までに到着しなかった入札。
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札。
- (9) 上記(4)、(5)に該当する入札は、その入札の全部を無効とすることがある。

10 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求者が落札者とされなかった理由(当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては、無効とされた理由)を、当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。

11 契約の停止等

本調達に契約に関し、政府調達に関する苦情処理の手續に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

12 契約保証金

新潟市契約規則第33条及び第34条の規定による。

なお、契約保証金の額は契約金額を1年間当たりの額に換算した金額の100分の10以上の金額とする。

13 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、落札決定の日から10日以内の間に、別添「契約書（案）」に基づき当該契約を締結すること。ただし、特別の事情があると認めるときは、契約の締結を延期できるものとする。
- (2) 契約書を作成する場合において、落札者が隔地にあるときは、まず、落札者が契約書に記名押印し、これを契約担当に送付し、契約担当は当該契約書案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- (3) (2)の場合において契約担当が記名押印したときは、当該契約書の1通を落札者に送付するものとする。
- (4) 契約書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。
- (5) 本契約は、入札の際に提出される契約単価兼積算内訳書に記載された単価に基づく単価契約とする。
- (6) 契約期間中における年間の実績使用量が予定量に達しない場合でも料金の精算は行わない。
- (7) 契約担当が落札者とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は確定しないものとする。
- (8) 落札者は、当該契約締結後速やかに次の内容を記した書類を提出すること。
 - ア 緊急時の連絡体制及び作業体制表
 - イ 当該契約の担当者名、組織図及び連絡先ならびに協議窓口の所在地

14 契約条項

別添「契約書（案）」による。

15 その他

本件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、本契約を変更又は解除することがある。

16 入札参加資格審査申請

本調達の公告時に、新潟市の競争入札参加資格者名簿に登録されていない者で本調達の入札に参加を希望する者は、政府調達（WTO）契約に係る物品入札参加資格審査申請書を、令和8年4月21日（火）午後5時までに下記へ持参又は郵送（必着とし、書留郵便に限る。）すること。

なお、申請書類は新潟市ホームページから取得することができるほか、新潟市財務

部契約課で交付する。

郵便番号951-8550

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市財務部契約課物品契約係

電 話 025-226-2213

F A X 025-225-3500

ホームページアドレス

http://www.city.niigata.lg.jp/business/keiyaku/keiyaku_top/index.html

(様式1)

一般競争入札参加申請書

令和 年 月 日

(宛先) 新潟市長

(申請者)

所在地

商号又は名称

代表者(役職・氏名)

(押印不要)

下記の入札に参加したいので、入札説明書に記載された入札参加申請者に必要とされる資格等を確認するための書類を添えて申請します。

なお、入札公告に定める資格を有する者であること、添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

公 告 年 月 日	令和8年4月8日
公 告 番 号	新潟市契約公告第19号
件 名	

競争入札参加資格者 名簿への登録	<input type="checkbox"/> 登録済 業者コード: _____ <input type="checkbox"/> 申請中	
添 付 書 類	(1) 電力調達契約評価項目等報告書(様式2) (2) 安定供給確約書(様式3) (3) 電力供給実績一覧表(様式4) (4) 会社概要	
連絡先	部署名	
	担当者	
	電 話	
	F A X	
	E-mail	

注1 本申請書は入札に参加する案件ごとに提出すること。ただし、複数案件分提出する場合、様式2、会社概要は1部でよいものとする。

注2 会社概要は、設立年月日、資本金、事業内容及び供給電源の所在地、当該電源の出力(kw)、電気の送電方法、その他契約上必要と認められる事項を任意の書式により作成すること。

注3 令和6年4月1日以降に、新潟市立学校における電力供給を行ったことがある電気事業者については、添付書類(3)電力供給実績一覧表の提出は不要とする。

注4 「競争入札参加資格者名簿への登録」が「申請中」の場合は、「政府調達(WTO)に係る業務委託入札参加資格審査申請受付確認票」の写しを添付すること。

- 注 1) 1の「数値等」及び「点数」には、別表により算出した値を記載すること。
- 注 2) 2の開示は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」の最新版に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。なお、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者（参入から1年以内）であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日及び開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る）を「番号」欄に記載すること。
- 注 3) 1の合計点数が70点以上、かつ、2の開示方法（又は事業開始日及び開示予定時期）を明示した者が、電力調達契約の資格を有するものとする。
- 注 4) 1及び2の条件を満たすことを示す書類を添付すること。
- 注 5) 3及び4は本市が入札にあたって参考とする情報であり、記載しないことも可能とする。

(様式3)

安定供給確約書

令和 年 月 日

(宛先) 新潟市長

(申請者)

所在地

商号又は名称

代表者(役職・氏名)

(押印不要)

下記入札において落札者となった場合には、誠意をもって電力の安定供給に努めることを確約します。

また、事故発生時等緊急の場合に対応するため、あらかじめ当社及び貴市間の通常の連絡網の他に別の緊急連絡網を確保し、新潟市内を接続供給区域とする一般送配電事業者(東北電力ネットワーク株式会社)及び貴市と速やかに連絡を取り、事態に対応することを確約します。

記

公 告 年 月 日	令和8年4月8日
公 告 番 号	新潟市契約公告第19号
件 名	

(様式4)

電力供給実績一覧表

令和 年 月 日

(宛先) 新潟市長

(申請者)

所在地

商号又は名称

代表者(役職・氏名)

(押印不要)

新潟市契約公告第19号(令和8年4月8日付)で調達する電力の入札において、一般競争入札参加申請書に添付する書類として、下記の実績があることを申告します。

記

契約相手先	契約電力(kW)	契約件名	契約期間

注1 令和6年4月1日以降の実績を記載すること。(契約履行中のものも含む)

注2 契約電力が3,000kW以上の実績を2つ以上記載すること。

注3 自治体の運営する学校等の実績を優先して記載すること。

注4 記載した実績がわかる書類(契約書の写しなど)を添付すること。

(様式5)

質 疑 書

令和 年 月 日

郵便番号
所在地
商号又は名称
代表者氏名
(担当者)
(電話番号)
(FAX番号)
(電子メール)

- 1 契約公告番号 新潟市契約公告第19号
2 調達案件名 新潟市立学校で使用する電力の供給 (松浜中学校 外55校)

質 疑 事 項

- 注1 回答は、回答日時点において一般競争入札参加申請した全ての者に、電子メール又はファックスにて回答します。
- 注2 この質疑書は、仕様書等に対して質問がある場合（入札に必要な事項に限る）にのみ提出してください。
- 注3 提出期間を過ぎた場合は受理しません。

<記載例>

(様式6)

入札説明書に記載されている入札日を
記入してください

入 札 書

令和 ○○年 ○○月 ○○日

(宛先) 新潟市長

社判と代表者印の印影は新潟市競争
入札参加資格登録の届出使用印とし
てください

住 所 ○○県○○市○○区○○町

○丁目○○番○○号

氏 名 △△株式会社

代表取締役 ○○ ○○

代表
者印
印

委任を受けて入札する場合には、
受任者名を記入し、押印してください

受 任 者 ○○ ○○

印

新潟市契約規則及びこれに基づく入札条件を承認のうえ入札
いたします。

入 札 金 額	金	○	○	百	○	○	千	○	○	円	
履 行 場 所	新潟市立○○学校 外○○校										入札する件名ごとに記入して ください
件 名	品質・規格	数 量	単 価	金 額							
新潟市立学校で使用する 電力の供給 (○○学校 外○○校)	仕様書のとおり	一 式	契約単価兼積算内訳書 のとおり								
入札する各件名を記入してください											
摘 要	入札書には、契約単価兼積算内訳書（様式6の2）を添付すること。 入札金額は、契約単価兼積算内訳書の入札金額欄と同額とすること。 (入札金額には、消費税及び地方消費税を含まない)										

(様式6の2)

契約単価兼積算内訳書

件名：新潟市立学校で使用する電力の供給(松浜中学校 外55校)

会社名： _____

・契約単価
(税込)

基本料金単価(円)		
夏季電力量料金単価(円)		7月～9月の各月
その他季電力量料金単価(円)		夏季以外の各月

・積算内訳書

区分 期間(月)	基本料金 (円/kW)				電力量料金 (円/kWh)			月別電気料金 (円)	
	契約単価 (円/kW・月)	契約電力 (kW)	力率 (100%)	小計 (円)	契約単価 (円)	予定使用電力量 (kW)	小計 (円)		
	A	B	C	D =A×B×((185-C)/100)	E	F	G=E×F		H=D+G
令和8年 7月		5,251	100%	0.00		915,500	0.00	0	
令和8年 8月		5,251	100%	0.00		544,700	0.00	0	
令和8年 9月		5,251	100%	0.00		722,700	0.00	0	
令和8年 10月		5,251	100%	0.00		597,900	0.00	0	
令和8年 11月		5,251	100%	0.00		615,900	0.00	0	
令和8年 12月		5,251	100%	0.00		744,600	0.00	0	
令和9年 1月		5,251	100%	0.00		850,500	0.00	0	
令和9年 2月		5,251	100%	0.00		757,700	0.00	0	
令和9年 3月		5,251	100%	0.00		611,100	0.00	0	
合計	-	-	-	-	-	6,360,600	年額合計	0	
								入札金額 (年額合計×100/110)	0

- ※1 力率割引・割増計算は、力率を100%として積算する。
- ※2 各単価は消費税を含む内税単価で、1円未満の端数がある場合は小数点以下第2位までとし、第3位以下は切り捨てるものとする。
- ※3 各月毎の月額計算結果によって生じる1円未満の端数は切り捨てるものとする。
- ※4 燃料費等調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金については含まないものとする。
- ※5 入札金額は、年額合計を100/110(1円未満切り捨て)とした金額とする。

(様式7)

委任状

令和 年 月 日

(宛先) 新潟市長

私は次の者をもって、下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

委任者 住所

氏名 印

受任者 氏名 印

記

件名

※委任状は、委任する件名ごとに作成してください。

(様式8)

入札辞退届

令和 年 月 日

(宛先) 新潟市長

所在地
商号又は名称
代表者氏名 印

下記の案件について応募しましたが、辞退いたします。
なお、本案件の入札に以降参加できないこと、提出書類の返却は行わないことについて、
異議申立てを行わないことを誓約いたします。

記

- 件名
- 契約公告番号 新潟市契約公告第19号
- 辞退理由

新潟市電力の調達に係る環境配慮方針

(目的)

第1条 本方針は、本市が行う電力の調達に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 本方針において、「環境に配慮した電力調達契約」とは、本市が行う電力調達契約の資格の判定に際し、小売電気事業者の電力供給事業における環境配慮の状況について、第4条に定める「環境評価項目」を基準として評価したうえで実施する電力の調達をいう。

(対象組織等)

第3条 この方針は、本市の全ての機関が、電力を調達する際に適用する。

(環境評価項目)

第4条 本方針における環境評価項目は、次のとおりとする。

- (1) 二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）
- (2) 未利用エネルギーの活用状況
- (3) 再生可能エネルギーの導入状況
- (4) 省エネに係る情報提供、簡易的 DR の取組み、地域の再エネの創出・利用の取組み

(資格の要件)

第5条 次の要件をすべて満たす小売電気事業者が契約資格を有するものとする。

- (1) 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示（経済産業省「電力の小売営業に関する指針」の最新版に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施）していること。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したものとみなす。
- (2) 前条に定める環境評価項目について、別表「新潟市環境配慮電力調達評価基準（以下「評価基準」という。）」に示す配点により算定した評価点の合計が70点以上であること。

(評価)

- 第6条 本市が行う電力調達契約を希望する小売電気事業者は、第4条に定める環境評価項目を、別表「評価基準」により算定し、その評価点等及び前条に定める電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示状況を「電力調達契約評価項目等報告書」（様式1）（以下、「様式1」という。）に記載し、環境部環境政策課へ提出するものとする。
- 2 環境部環境政策課長は、小売電気事業者から提出された様式1の内容を確認し、各小売電気事業者の評価点を判定する。

(判定結果の通知及び公表)

第7条 環境部環境政策課長は、判定の結果について、各小売電気事業者へ通知するとともに、必要に応じて入札担当所属の長又は電力調達契約の担当所属の長へ通知するものとする。

2 環境部環境政策課長は、全ての機関が環境に配慮した電力を調達できるよう、別表「評価基準」を満たす小売電気事業者をインターネット等で公表するものとする。

(電力調達契約の資格の確認)

第8条 入札担当課の長又は電力調達契約の担当課の長は、環境部環境政策課長からの通知又はインターネット等により各小売電気事業者の判定結果を確認するものとする。

(方針改定)

第9条 小売電気事業者の電力供給事業における環境配慮の状況は毎年変わることから、本方針又は評価基準はおおむね1年に一度、改定することとする。

(判定の有効期間)

第10条 判定結果は、第9条の方針又は評価基準が改定されるまで有効とする。

(契約結果の通知)

第11条 電力調達発注所属長は、電力契約の結果について、契約終了後、「新潟市電力の調達に係る環境配慮方針に基づく電力入札・見積合せ結果通知書」(様式2)に次の各号の書類の写しを添えて、環境部環境政策課長に提出するものとする。

(1)電力供給契約書

(2)電力供給契約条項

(3)契約単価兼積算内訳書

(実施結果の公表)

第12条 市長は、毎会計年度の終了後、環境配慮電力調達の契約結果の概要を取りまとめ、公表する。

(適用除外)

第13条 本方針は、温室効果ガス排出量の削減を目的として、調達する電力に占める再生可能エネルギーの割合をあらかじめ決定して行われる電力の調達には適用しない。

附則

(施行期日)

この方針は、平成26年6月10日から施行する。

この方針は、平成27年4月1日から施行する。

この方針は、平成28年4月1日から施行する。

この方針は、平成29年4月1日から施行する。

この方針は、平成30年4月1日から施行する。

この方針は、平成31年4月1日から施行する。

この方針は、令和2年4月1日から施行する。

この方針は、令和3年4月1日から施行する。

この方針は、令和4年4月1日から施行する。

この方針は、令和5年4月1日から施行する。

この方針は、令和6年5月1日から施行する。

この方針は、令和7年4月1日から施行する。

この方針は、令和8年4月1日から施行する。

別表

新潟市環境配慮電力調達評価基準

項目	区分	配点
(1) 最新年度の1kWh当たりの二酸化炭素 排出係数(調整後排出係数) (単位: kg-CO ₂ /kWh)	0.000 以上 0.375 未満	70
	0.375 以上 0.400 未満	65
	0.400 以上 0.425 未満	60
	0.425 以上 0.450 未満	55
	0.450 以上 0.475 未満	50
	0.475 以上 0.500 未満	45
	0.500 以上 0.520 未満	40
(2) (1) と同年度の未利用エネルギーの 活用状況	0.675%以上	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
(3) (1) と同年度の再生可能エネルギーの 導入状況	15.0%以上	20
	8.00%以上 15.00%未満	15
	3.00%以上 8.00%未満	10
	0%超 3.00%未満	5
	導入していない	0
(4) 省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組 み、地域の再エネの創出・利用の取組み	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0
合計		105

注1 最新年度の1kWh当たりの二酸化炭素排出係数(基礎または調整後排出係数)

(単位: kg-CO₂/kWh)

「最新年度の1kWh当たりの二酸化炭素排出係数」は、次の数値とする。

地球温暖化対策の推進に関する法律(以下、「温対法」という。)に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている最新年度の二酸化炭素排出係数。ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、温対法に基づき環境大臣及び経済産業大臣から排出係数が公表されていない事業者は、当該事業者が自ら検証・公表した排出係数を用いることができるものとする。

なお、調整後排出係数は、事業者別に算定されたものとし、メニュー別排出係数を含まない。

注 2 (1) と同年度の未利用エネルギーの活用状況

未利用エネルギーの有効活用の観点から、(1) と同年度における未利用エネルギーの活用比率を使用する。算出方法は、以下のとおり。

(1) と同年度の未利用エネルギーによる発電電力量 (送電端) (kWh) を (1) と同年度の供給電力量 (需要端) (kWh) で除した数値
(算定方式)

(1) と同年度の未利用エネルギーの活用状況 (%)

$$= \frac{\text{(1) と同年度の未利用エネルギーによる発電電力量 (送電端)}}{\text{(1) と同年度の供給電力量 (需要端)}} \times 100$$

1. 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。
 - ①未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。
 - ②未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。
2. 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー (他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。) をいう。
 - ①工場等の廃熱又は排圧
 - ②廃棄物の燃焼に伴い発生する熱 (「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 (平成 23 年法律第 108 号) (以下「再エネ特措法」という。) 第二条第 3 項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。)
 - ③高炉ガス又は副生ガス
3. (1) と同年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。
4. (1) と同年度の供給電力量には他小売電気事業者への販売分は含まない。

注 3 (1) と同年度の再生可能エネルギーの導入状況

再生可能エネルギーの導入状況は以下の算定式によるもの
(算定方式)

$$\text{(1) と同年度の再生可能エネルギーの導入状況 (\%)} = \frac{\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤}}{\text{⑥}} \times 100$$

- ① 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非 FIT 非化石証書の量 (送電端 (kWh))

- ② グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書（電力）の量（kWh）
- ③ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）
- ④ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）
- ⑤ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるトラッキング付き非FIT非化石証書の量（kWh）
- ⑥ （1）と同年度の供給電力量（需要端(kWh)）

1. 再生可能エネルギー電気とは、再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、風力、水力（30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマス）による電気を対象とする。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる再生可能エネルギー電気については含まない。）
2. （1）と同年度の再生可能エネルギー電気の利用量（①+②+③+④+⑤）には他小売電気事業者への販売分は含まない。
3. （1）と同年度の供給電力量（⑥）には他小売電気事業者への販売分は含まない。
4. ①から⑤の再生可能エネルギー電気の利用量は（1）と同年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。

注4 省エネに係る情報提供、簡易的DRの取組み、地域の再エネの創出・利用の取組み

提出時点において、次の①～④のいずれかの取組みを行っている場合に加点する。

- ① 需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有している。
- ② 需給ひっ迫時において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し、経済的な優遇装置を実施している。
- ③ 新潟県内において、地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定している。
- ④ 新潟県内に位置する発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定している。

電力供給条件仕様書

1 概要

- (1) 件名 新潟市立学校で使用する電力の供給（松浜中学校 外 55 校）
- (2) 供給場所 別紙 1 のとおり
ただし、岡方中学校は令和 9 年 3 月 31 日までの供給とする（令和 9 年 3 月末閉校）。
- (3) 現行供給者 別紙（参考）R7 現行供給者一覧のとおり
- (4) 業種及び用途 学校

2 仕様

- (1) 供給電気方式等
 - ア 供給電気方式 交流 3 相 3 線式
 - イ 供給電圧（標準電圧） 6,000 ボルト
 - ウ 計量電圧（標準電圧） 6,000 ボルト
 - エ 標準周波数 50 ヘルツ
 - オ 受電方式 1 回線受電
- (2) 契約電力及び予定使用電力量等
 - ア 予定契約電力 別紙 3 のとおり
ただし、各月の契約電力は、その 1 月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。（契約電力とは、契約上使用できる電気の最大電力をいう）
 - イ 予定使用電力量（令和 8 年 7 月～令和 9 年 6 月） 別紙 3 のとおり
 - ウ 使用電力量実績（令和 7 年 1 月～令和 7 年 12 月） 別紙 2 のとおり
 - エ 最大需要電力・力率実績（令和 7 年 1 月～令和 7 年 12 月）別紙 2 のとおり
- (3) 契約期間
令和 8 年 7 月 1 日から令和 9 年 6 月 30 日まで（12 か月）
ただし、岡方中学校は令和 9 年 3 月 31 日までの供給とする（令和 9 年 3 月末閉校）。
- (4) 電力量等の検針
 - ア 自動検針装置 有
 - イ 電力会社の検針方法 検針員による検針又は電力需給用複合計器による把握
- (5) 受給地点 別紙 1 のとおり（現受給契約電気事業者との契約に準じる）
- (6) 電気工作物の財産分界点 受給地点に同じ
- (7) 保安上の責任分界点 受給地点に同じ
- (8) 検針日 毎月 1 日
- (9) 融雪用電力 無
- (10) 自家発補給電力 無

3 料金の算定等

- (1) 力率は、契約期間中 100 パーセントを保持する予定。
- (2) 各月の料金の算定方法について、基本料金の力率割引又は割増は、当該地域を管轄

する旧一般電気事業者が定める標準供給条件と同様とする。また、燃料費等調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金も、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が適用する条件と同様とする。

なお、入札価格の算定にあたっては、力率は 100 パーセントとし、燃料調整費及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。

- (3) 電力供給における料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
 - ア 契約電力および最大需要電力の単位は 1 キロワットとし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。
 - イ 使用電力量の単位は 1 キロワット時とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。
 - ウ 力率の単位は 1 パーセントとし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入する。
 - エ 料金その他の計算における合計金額の単位は 1 円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。
- (4) 各学校の使用電力量の計量など料金の算定上必要な計量器、その付属装置等及び既設設備の改造工事等が必要な場合の費用は、すべて供給者の負担で取り付けること。また、計量器等の稼働により生じる電気料金についても供給者の負担とする。
- (5) 毎月の料金の請求については次のとおりとする。請求書は紙で送付すること。
件名は、「松浜中学校 外 55 校分」と集約して教育委員会学務課に行くこと。
- (6) 請求の際には、請求書のほかに、学校ごとの内訳書（電力種別、使用電力量、最大電力、力率、契約電力、料金単価、料金等）をひとつの電子データにして添付すること。
なお、電子データの形式は、エクセルか CSV 形式のファイルとし、別紙 1 の順に各校ごとのデータを並べたものとする。その他の詳細は必要により協議する。
- (7) 料金の算定にあたっては、学校ごとに税込金額で算出を行い、その総合計を請求金額とすること。
- (8) 各学校が自校の使用電力量の推移等を、Web 上で確認できるなどの情報提供サービスがあること。
- (9) 使用電力量の検針後、検針結果（使用電力量、単価、料金、最大電力、力率、契約電力等）を速やかに各学校に通知すること。ただし、上記(8)で確認できる場合は省略も可とする。
- (10) 季節条件等の変動により年間の実績が予定使用電力量を上回る場合にも、同一の単価を適用する。また、予定使用電力量に達しない場合でも、料金の精算は行わない。
- (11) 毎月の契約代金や遅延利息の具体的な取り扱いといった細目的事項について、別途協定書を締結できるものとする。

4 その他

- (1) 工事が必要な場合や事故等が発生した場合の連絡体制を確立させておくこと。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、双方協議の上決定するものとする。

(参考)R7現行供給者一覧

新潟市立学校で使用する電力の供給
(松浜中学校 外55校)

番号	施設名	現行供給者
1	松浜中学校	株式会社 まち未来製作所
2	南浜中学校	株式会社 まち未来製作所
3	濁川中学校	株式会社 まち未来製作所
4	葛塚中学校	株式会社 まち未来製作所
5	木崎中学校	株式会社 まち未来製作所
6	岡方中学校	株式会社 まち未来製作所
7	早通中学校	株式会社 まち未来製作所
8	光晴中学校	株式会社 まち未来製作所
9	東新潟中学校	株式会社 まち未来製作所
10	山の下中学校	株式会社 まち未来製作所
11	大形中学校	株式会社 まち未来製作所
12	石山中学校	株式会社 まち未来製作所
13	藤見中学校	株式会社 まち未来製作所
14	木戸中学校	株式会社 まち未来製作所
15	東石山中学校	株式会社 まち未来製作所
16	下山中学校	株式会社 まち未来製作所
17	関屋中学校	株式会社 まち未来製作所
18	鳥屋野中学校	株式会社 まち未来製作所
19	白新中学校	株式会社 まち未来製作所
20	寄居中学校	株式会社 まち未来製作所
21	新潟柳都中学校	株式会社 まち未来製作所
22	宮浦中学校	株式会社 まち未来製作所
23	上山中学校	株式会社 まち未来製作所
24	山潟中学校	株式会社 まち未来製作所
25	大江山中学校	株式会社 まち未来製作所
26	菅野木中学校	株式会社 まち未来製作所
27	両川中学校	株式会社 まち未来製作所
28	横越中学校	株式会社 まち未来製作所
29	亀田中学校	株式会社 まち未来製作所
30	亀田西中学校	株式会社 まち未来製作所
31	新津第一中学校	株式会社 まち未来製作所
32	新津第二中学校	株式会社 まち未来製作所
33	新津第五中学校	株式会社 まち未来製作所
34	小合中学校	株式会社 まち未来製作所
35	金津中学校	株式会社 まち未来製作所
36	小須戸中学校	株式会社 まち未来製作所
37	白南中学校	株式会社 まち未来製作所
38	白根第一中学校	株式会社 まち未来製作所
39	臼井中学校	株式会社 まち未来製作所
40	白根北中学校	株式会社 まち未来製作所
41	味方中学校	株式会社 まち未来製作所
42	月潟中学校	株式会社 まち未来製作所
43	坂井輪中学校	株式会社 まち未来製作所
44	内野中学校	株式会社 まち未来製作所
45	赤塚中学校	株式会社 まち未来製作所
46	中野小屋中学校	株式会社 まち未来製作所
47	小針中学校	株式会社 まち未来製作所
48	五十嵐中学校	株式会社 まち未来製作所
49	小新中学校	株式会社 まち未来製作所
50	黒崎中学校	株式会社 まち未来製作所
51	岩室中学校	株式会社 まち未来製作所
52	西川中学校	株式会社 まち未来製作所
53	潟東中学校	株式会社 まち未来製作所
54	中之口中学校	株式会社 まち未来製作所
55	巻東中学校	株式会社 まち未来製作所
56	巻西中学校	株式会社 まち未来製作所

【別紙1】新潟市立学校で使用する電力の供給(松浜中学校 外55校)

番号	施設名	所在地	受給地点	電気工作物の財産分界点 及び保安上の責任分界点	受電方式
1	松浜中学校	新潟市北区松浜5丁目12番地2	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
2	南浜中学校	新潟市北区島見町3965番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
3	濁川中学校	新潟市北区新崎5437番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
4	葛塚中学校	新潟市北区太田乙433番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
5	木崎中学校	新潟市北区木崎3291番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
6	岡方中学校	新潟市北区太子堂104番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
7	早通中学校	新潟市北区早通396番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
8	光晴中学校	新潟市北区上土地亀4981番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
9	東新潟中学校	新潟市東区山木戸1丁目2番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
10	山の下中学校	新潟市東区秋葉通2丁目3722番地の7	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
11	大形中学校	新潟市東区海老ヶ瀬122番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
12	石山中学校	新潟市東区東明6丁目2番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
13	藤見中学校	新潟市東区小金町3丁目5番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
14	木戸中学校	新潟市東区上木戸5丁目1番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
15	東石山中学校	新潟市東区若葉町2丁目16番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
16	下山中学校	新潟市東区下山1丁目120番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
17	関屋中学校	新潟市中央区浜浦町2丁目1番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
18	鳥屋野中学校	新潟市中央区女池4丁目31番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
19	白新中学校	新潟市中央区川岸町2丁目4番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
20	寄居中学校	新潟市中央区営所通2番町592番地の12	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
21	新潟柳都中学校	新潟市中央区栄町3丁目4213番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
22	宮浦中学校	新潟市中央区万代5丁目6番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
23	上山中学校	新潟市中央区女池上山5丁目1番13号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
24	山潟中学校	新潟市中央区山ニツ1番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
25	大江山中学校	新潟市江南区西山491番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
26	曾野木中学校	新潟市江南区曾川甲387番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
27	両川中学校	新潟市江南区酒屋町702番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
28	横越中学校	新潟市江南区横越中央3丁目4番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電

【別紙1】新潟市立学校で使用する電力の供給(松浜中学校 外55校)

番号	施設名	所在地	受給地点	電気工作物の財産分界点 及び保安上の責任分界点	受電方式
29	亀田中学校	新潟市江南区城山1丁目3番5号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
30	亀田西中学校	新潟市江南区早苗3丁目1番8号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
31	新津第一中学校	新潟市秋葉区新栄町4番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
32	新津第二中学校	新潟市秋葉区荻島1丁目15番17号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
33	新津第五中学校	新潟市秋葉区新津東町2丁目7番29号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
34	小合中学校	新潟市秋葉区小戸下組77番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
35	金津中学校	新潟市秋葉区割町10番地2	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
36	小須戸中学校	新潟市秋葉区横川浜526番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
37	白南中学校	新潟市南区茨曾根7619番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
38	白根第一中学校	新潟市南区白根407番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
39	臼井中学校	新潟市南区臼井1425番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
40	白根北中学校	新潟市南区鷺ノ木新田4814番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
41	味方中学校	新潟市南区味方1199番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
42	月潟中学校	新潟市南区月潟740番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
43	坂井輪中学校	新潟市西区寺尾上3丁目1番36号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
44	内野中学校	新潟市西区内野西1丁目10番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
45	赤塚中学校	新潟市西区赤塚5590番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
46	中野小屋中学校	新潟市西区中野小屋932番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
47	小針中学校	新潟市西区小針1丁目37番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
48	五十嵐中学校	新潟市西区上新栄町5丁目3番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
49	小新中学校	新潟市西区小新西3丁目18番1号	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
50	黒崎中学校	新潟市西区大野町2540番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
51	岩室中学校	新潟市西蒲区西中1421番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
52	西川中学校	新潟市西蒲区曾根1828番地3	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
53	潟東中学校	新潟市西蒲区三方250番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
54	中之口中学校	新潟市西蒲区中之口660番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
55	巻東中学校	新潟市西蒲区潟頭1493番地	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電
56	巻西中学校	新潟市西蒲区仁箇42番地1	東北電力株式会社の電線路又は引込線と新潟市が施設した開閉器電源側接続点	左記受給時点に同じ	1回線受電

【別紙2】新潟市立学校で使用する電力の供給(松浜中学校 外55校)

使用電力量および最大需要電力の実績値(令和7年1月～令和7年12月)

月間使用量(kWh)															
番号	学番	施設名	令和7年 1月	令和7年 2月	令和7年 3月	令和7年 4月	令和7年 5月	令和7年 6月	令和7年 7月	令和7年 8月	令和7年 9月	令和7年 10月	令和7年 11月	令和7年 12月	合計
1	2101	松浜中学校	26,555	27,012	18,559	14,032	12,532	16,068	24,632	12,659	20,975	14,889	19,472	23,149	230,534
2	2102	南浜中学校	6,449	5,729	5,058	5,101	4,982	7,617	11,488	4,427	6,151	5,319	5,890	6,269	74,480
3	2103	湍川中学校	11,571	10,984	7,985	7,775	6,830	8,192	11,925	6,443	8,797	6,128	7,733	9,317	103,680
4	2104	葛塚中学校	48,475	48,118	31,347	30,700	27,302	32,125	46,074	28,834	36,944	27,383	27,532	42,498	427,332
5	2105	木崎中学校	19,151	18,264	14,117	13,687	11,131	12,500	16,499	12,567	15,285	12,897	14,975	20,701	181,774
6	2106	岡方中学校	17,745	16,591	11,951	11,451	8,397	9,831	14,272	8,654	11,067	10,392	12,043	14,685	147,079
7	2107	早通中学校	21,548	20,580	12,301	12,434	11,404	13,180	22,111	11,462	16,662	12,536	13,880	17,891	185,989
8	2108	光晴中学校	28,100	28,675	16,190	13,424	11,792	14,283	24,108	12,692	18,802	12,953	15,963	20,249	217,231
9	2201	東新潟中学校	20,656	19,186	14,534	15,567	14,163	20,505	30,141	19,826	27,100	19,566	18,842	18,949	239,035
10	2202	山の下中学校	8,724	8,379	6,855	6,319	5,560	6,335	7,886	5,652	6,269	5,991	5,841	7,217	81,028
11	2203	大形中学校	13,978	12,980	11,122	11,225	10,829	14,408	21,772	13,847	18,815	15,117	10,587	12,316	166,996
12	2204	石山中学校	8,904	7,614	6,306	6,760	6,233	8,821	16,009	11,006	10,983	9,440	8,066	7,823	107,965
13	2205	藤見中学校	23,864	22,296	14,980	14,703	12,926	16,871	24,295	13,446	17,589	15,374	16,633	19,730	212,707
14	2206	木戸中学校	11,981	11,632	10,242	10,555	10,155	10,828	17,708	13,257	14,703	13,605	10,186	10,278	145,130
15	2207	東石山中学校	14,528	13,950	11,028	11,387	10,655	12,663	16,985	10,229	12,679	11,775	12,273	13,509	151,661
16	2208	下山中学校	12,188	11,408	10,197	9,760	10,098	10,137	11,603	8,031	11,018	9,785	10,015	12,114	126,354
17	2301	関屋中学校	10,695	10,632	8,056	8,743	8,770	9,942	11,687	7,586	10,368	9,887	9,826	11,213	117,405
18	2302	鳥屋野中学校	15,656	14,132	10,430	10,033	8,926	11,931	16,223	8,286	12,919	10,187	11,157	13,288	143,168
19	2303	白新中学校	17,770	18,240	14,229	13,799	12,577	15,108	17,871	12,266	17,429	11,398	10,602	12,381	173,670
20	2304	寄居中学校	12,859	11,755	10,520	10,441	10,149	14,007	19,650	16,906	18,634	15,356	10,968	13,589	164,834
21	2305	新潟柳都中学校	9,710	8,884	7,731	7,445	6,909	8,142	13,163	8,518	7,728	7,520	8,175	9,525	103,450
22	2307	宮浦中学校	11,884	11,660	8,920	7,963	7,805	9,821	14,461	7,418	9,527	7,969	9,563	11,284	118,275
23	2308	上山中学校	20,161	19,133	15,070	15,965	15,640	16,967	19,440	12,738	17,899	16,831	15,673	15,098	200,615
24	2309	山潟中学校	15,630	14,997	13,157	13,702	12,495	15,054	19,314	13,821	17,012	14,522	14,112	16,965	180,781
25	2401	大江山中学校	15,332	14,859	9,332	7,122	6,536	7,924	13,291	6,056	8,514	6,649	7,995	9,938	113,548
26	2402	曾野木中学校	12,667	12,737	7,744	7,248	5,796	8,560	16,558	7,048	9,795	7,341	8,748	11,513	115,755
27	2403	両川中学校	8,203	8,393	6,102	5,597	4,768	4,969	6,720	3,527	5,964	4,917	5,442	6,649	71,251
28	2404	横越中学校	16,424	15,685	13,769	14,964	14,396	14,717	14,522	10,250	14,724	14,752	14,383	15,945	174,531
29	2405	亀田中学校	15,120	14,957	12,165	12,347	12,108	12,827	19,574	13,440	17,306	12,830	11,479	12,993	167,146
30	2406	亀田西中学校	16,547	15,620	12,258	11,439	11,182	12,277	16,964	9,856	12,668	11,308	11,911	14,622	156,652
31	2501	新津第一中学校	17,031	15,708	12,566	14,299	14,492	15,343	16,900	10,945	12,670	12,156	11,730	11,853	165,693
32	2502	新津第二中学校	18,277	16,652	13,450	13,598	13,716	14,580	18,705	12,054	15,727	15,046	15,217	18,019	185,041
33	2503	新津第五中学校	12,993	12,092	10,796	11,439	10,810	12,929	15,506	9,184	12,203	12,122	12,113	13,451	145,638
34	2504	小合中学校	8,464	8,928	6,694	5,174	4,313	5,200	7,839	4,749	6,189	4,736	5,842	7,257	75,385
35	2505	金津中学校	6,999	7,783	6,453	6,854	6,768	6,941	8,128	5,058	6,916	7,558	6,409	7,292	83,159
36	2506	小須戸中学校	9,219	8,248	7,191	7,572	6,919	7,291	8,333	6,203	8,349	7,936	7,299	8,763	93,323
37	2601	白南中学校	10,586	10,218	9,272	8,540	8,133	9,166	13,763	7,969	11,073	10,168	10,123	12,924	121,935
38	2602	白根第一中学校	17,030	16,829	11,917	12,846	10,231	12,248	17,614	9,872	14,171	11,711	13,223	15,793	163,485
39	2603	臼井中学校	7,105	7,201	5,373	5,175	4,718	5,495	7,170	4,759	6,172	4,930	5,334	6,651	70,083
40	2604	白根北中学校	19,283	16,928	12,046	9,533	6,777	9,637	18,324	8,369	13,458	7,824	10,987	14,955	148,121
41	2605	味方中学校	12,436	12,575	7,749	6,389	6,032	7,600	12,864	8,097	9,304	6,323	6,592	9,204	105,165
42	2606	月潟中学校	7,974	8,291	7,114	6,091	6,500	6,902	8,870	5,808	7,396	7,117	6,607	7,791	86,461
43	2701	坂井輪中学校	8,863	11,143	11,607	11,869	11,511	14,207	18,183	11,002	15,414	12,969	14,087	18,122	158,977
44	2702	内野中学校	22,309	22,937	14,095	10,567	9,063	13,282	22,841	9,906	19,327	11,255	15,146	20,834	191,562
45	2703	赤塚中学校	11,453	10,764	9,801	9,374	7,981	10,061	12,213	7,505	11,431	8,928	9,206	10,514	119,231
46	2704	中野小屋中学校	6,215	6,115	5,061	4,805	4,233	4,626	6,189	3,453	5,325	4,707	4,999	5,839	61,567
47	2705	小針中学校	14,919	13,874	10,260	10,073	9,439	11,779	16,998	10,093	13,072	9,599	10,765	13,155	144,026
48	2706	五十嵐中学校	10,700	9,727	7,765	7,988	8,311	8,407	9,075	5,841	8,390	8,105	8,526	10,142	102,977
49	2707	小新中学校	17,227	16,438	11,182	11,171	10,586	12,928	18,961	8,941	12,086	11,306	9,834	11,779	152,439
50	2708	黒崎中学校	24,533	21,883	14,018	12,777	11,110	16,407	29,428	12,669	18,199	12,514	13,015	19,513	206,066
51	2801	岩室中学校	10,579	9,846	6,627	6,269	5,479	6,502	9,996	5,076	7,631	6,760	6,649	8,365	89,779
52	2802	西川中学校	11,607	11,095	9,758	8,579	7,938	10,790	22,384	7,707	9,530	8,677	9,198	11,040	128,303
53	2803	潟東中学校	16,455	16,143	14,932	13,433	12,726	16,497	18,462	11,644	13,032	13,471	13,655	15,603	176,053
54	2804	中之口中学校	8,733	7,845	6,954	6,475	6,090	6,254	7,612	5,368	6,980	8,135	8,224	8,927	87,597
55	2805	巻東中学校	18,597	17,276	14,380	12,966	12,726	14,075	16,609	11,171	11,862	9,801	10,638	12,827	162,928
56	2806	巻西中学校	22,523	21,167	14,548	13,179	12,115	14,239	18,389	13,155	15,278	12,001	13,386	14,905	184,885

【別紙2】新潟市立学校で使用する電力の供給(松浜中学校 外55校)

使用電力量および最大需要電力の実績値(令和7年1月～令和7年12月)

番号	学番	施設名	最大需要電力(kW)												最大
			令和7年 1月	令和7年 2月	令和7年 3月	令和7年 4月	令和7年 5月	令和7年 6月	令和7年 7月	令和7年 8月	令和7年 9月	令和7年 10月	令和7年 11月	令和7年 12月	
1	2101	松浜中学校	160	172	149	88	53	82	147	121	154	72	116	141	172
2	2102	南浜中学校	43	42	39	28	25	35	52	41	49	29	40	43	52
3	2103	濁川中学校	70	61	61	45	28	53	74	71	62	33	54	61	74
4	2104	葛塚中学校	217	218	187	184	118	169	220	190	212	96	140	207	220
5	2105	木崎中学校	101	98	100	77	62	73	87	101	100	61	89	123	123
6	2106	岡方中学校	159	125	113	84	52	66	84	82	84	57	82	105	159
7	2107	早通中学校	128	127	93	87	79	106	127	111	119	69	96	123	128
8	2108	光晴中学校	160	162	143	97	81	120	148	149	149	84	103	134	162
9	2201	東新潟中学校	120	116	105	98	94	129	148	144	156	101	116	116	156
10	2202	山の下中学校	46	49	42	32	26	31	41	34	34	22	32	36	49
11	2203	大形中学校	65	61	56	61	55	77	96	101	103	54	65	82	103
12	2204	石山中学校	56	51	43	38	30	65	74	67	60	35	33	45	74
13	2205	藤見中学校	127	142	117	90	78	101	114	112	117	73	99	125	142
14	2206	木戸中学校	57	56	52	48	41	48	61	52	57	42	44	48	61
15	2207	東石山中学校	71	74	59	50	48	61	71	56	53	43	60	71	74
16	2208	下山中学校	65	59	53	49	44	46	56	43	50	42	50	55	65
17	2301	関屋中学校	54	54	56	44	40	51	62	57	60	44	53	60	62
18	2302	鳥屋野中学校	88	80	78	58	50	72	88	61	83	46	61	65	88
19	2303	白新中学校	97	106	88	66	62	80	93	89	103	58	60	76	106
20	2304	寄居中学校	67	67	58	52	48	67	70	63	64	56	57	70	70
21	2305	新潟柳都中学校	51	47	44	34	28	36	42	31	35	29	39	39	51
22	2307	宮浦中学校	70	71	56	42	35	52	58	49	45	31	50	59	71
23	2308	上山中学校	110	102	78	85	72	88	103	96	94	71	95	85	110
24	2309	山潟中学校	87	77	83	73	68	83	112	123	125	59	71	96	125
25	2401	大江山中学校	88	92	75	55	37	57	77	62	65	40	55	69	92
26	2402	菅野木中学校	87	82	71	55	39	64	89	93	84	50	63	74	93
27	2403	両川中学校	54	57	44	36	32	38	52	35	50	31	42	44	57
28	2404	横越中学校	86	78	75	73	68	76	70	58	71	65	74	82	86
29	2405	亀田中学校	73	73	62	54	55	67	83	76	76	52	58	60	83
30	2406	亀田西中学校	85	80	81	58	52	63	82	71	77	54	68	75	85
31	2501	新津第一中学校	76	73	68	62	63	64	71	62	62	42	53	55	76
32	2502	新津第二中学校	88	80	66	61	54	72	90	76	84	54	63	91	91
33	2503	新津第五中学校	62	57	52	52	45	59	70	66	65	47	52	55	70
34	2504	小舎中学校	53	56	51	29	26	37	50	43	48	21	42	48	56
35	2505	金津中学校	47	46	46	39	37	42	48	37	39	38	38	39	48
36	2506	小須戸中学校	39	37	37	34	34	37	38	41	41	35	43	41	43
37	2601	白南中学校	51	48	46	66	43	63	82	73	80	45	62	73	82
38	2602	白根第一中学校	93	99	88	78	45	72	97	94	94	56	98	97	99
39	2603	臼井中学校	51	48	43	28	27	40	51	45	45	24	32	42	51
40	2604	白根北中学校	118	109	111	63	61	90	110	101	109	49	76	98	118
41	2605	味方中学校	82	87	63	41	28	70	97	116	103	41	41	63	116
42	2606	月潟中学校	51	52	41	35	34	48	55	56	56	33	41	49	56
43	2701	坂井輪中学校	46	197	120	118	70	84	119	108	113	73	105	141	197
44	2702	内野中学校	146	132	122	75	60	101	134	115	128	60	84	125	146
45	2703	赤塚中学校	61	61	51	43	36	52	69	64	68	42	60	61	69
46	2704	中野小屋中学校	37	35	37	26	19	23	39	33	32	22	29	33	39
47	2705	小針中学校	79	80	64	57	49	78	102	97	84	42	72	70	102
48	2706	五十嵐中学校	60	61	47	41	41	44	54	45	46	39	46	51	61
49	2707	小新中学校	104	96	90	65	70	66	99	91	87	54	66	79	104
50	2708	黒崎中学校	150	153	146	72	59	127	167	152	142	64	112	126	167
51	2801	岩室中学校	64	68	73	40	36	38	53	45	40	35	49	49	73
52	2802	西川中学校	54	50	41	37	26	51	68	47	54	31	50	54	68
53	2803	潟東中学校	80	84	72	60	46	69	75	57	58	57	73	80	84
54	2804	中之口中学校	37	37	30	28	31	31	33	31	32	35	38	40	40
55	2805	巻東中学校	87	86	88	62	52	62	78	79	70	38	64	70	88
56	2806	巻西中学校	114	107	85	67	50	85	103	88	88	48	76	83	114

【別紙3】新潟市立学校で使用する電力の供給(松浜中学校 外55校) 予定契約電力および予定使用電力量

番号		施設名	予定契約電力(kW)	予定使用電力量(kWh)												合計	夏季	その他季
				※毎年7月1日から9月30日までの期間を「夏季」とし、その他の期間を「その他季」とする。														
				令和8年7月	令和8年8月	令和8年9月	令和8年10月	令和8年11月	令和8年12月	令和9年1月	令和9年2月	令和9年3月	令和9年4月	令和9年5月	令和9年6月			
1	2101	松浜中学校	172	24,600	12,600	20,900	14,800	19,400	23,100	29,400	25,600	18,500	14,000	12,500	16,000	231,400	58,100	173,300
2	2102	南浜中学校	52	11,400	4,400	6,100	5,300	5,800	6,200	6,100	5,400	5,000	5,100	4,900	7,600	73,300	21,900	51,400
3	2103	濁川中学校	74	11,900	6,400	8,700	6,100	7,700	9,300	10,600	9,600	7,900	7,700	6,800	8,100	100,800	27,000	73,800
4	2104	葛塚中学校	220	46,000	28,800	36,900	27,300	27,500	42,400	51,800	43,400	31,300	30,700	27,300	32,100	425,500	111,700	313,800
5	2105	木崎中学校	123	16,400	12,500	15,200	12,800	14,900	20,700	27,200	23,000	14,100	13,600	11,100	12,500	194,000	44,100	149,900
6	2106	岡方中学校	159	14,200	8,600	11,000	10,300	12,000	14,600	17,100	14,800	11,900	令和9年3月31日閉校			114,500	33,800	80,700
7	2107	早通中学校	128	22,100	11,400	16,600	12,500	13,800	17,800	20,700	17,700	12,300	12,400	11,400	13,100	181,800	50,100	131,700
8	2108	光晴中学校	162	24,100	12,600	18,800	12,900	15,900	20,200	28,900	25,600	16,100	13,400	11,700	14,200	214,400	55,500	158,900
9	2201	東新潟中学校	156	30,100	19,800	27,100	19,500	18,800	18,900	19,100	15,200	14,500	15,500	14,100	20,500	233,100	77,000	156,100
10	2202	山の下中学校	49	7,800	5,600	6,200	5,900	5,800	7,200	8,000	7,100	6,800	6,300	5,500	6,300	78,500	19,600	58,900
11	2203	大形中学校	103	21,700	13,800	18,800	15,100	10,500	12,300	14,300	12,200	11,100	11,200	10,800	14,400	166,200	54,300	111,900
12	2204	石山中学校	74	16,000	11,000	10,900	9,400	8,000	7,800	8,500	8,000	6,300	6,700	6,200	8,800	107,600	37,900	69,700
13	2205	藤見中学校	142	24,200	13,400	17,500	15,300	16,600	19,700	24,600	20,900	14,900	14,700	12,900	16,800	211,500	55,100	156,400
14	2206	木戸中学校	61	17,700	13,200	14,700	13,600	10,100	10,200	11,200	10,500	10,200	10,500	10,100	10,800	142,800	45,600	97,200
15	2207	東石山中学校	74	16,900	10,200	12,600	11,700	12,200	13,500	15,000	15,000	11,000	11,300	10,600	12,600	152,600	39,700	112,900
16	2208	下山中学校	65	11,600	8,000	11,000	9,700	10,000	12,100	11,300	10,700	10,100	9,700	10,000	10,100	124,300	30,600	93,700
17	2301	関屋中学校	62	11,600	7,500	10,300	9,800	9,800	11,200	11,700	11,100	8,000	8,700	8,700	9,900	118,300	29,400	88,900
18	2302	鳥屋野中学校	88	16,200	8,200	12,900	10,100	11,100	13,200	14,200	13,800	10,400	10,000	8,900	11,900	140,900	37,300	103,600
19	2303	白新中学校	106	17,800	12,200	17,400	11,300	10,600	12,300	15,400	13,600	14,200	13,700	12,500	15,100	166,100	47,400	118,700
20	2304	寄居中学校	70	19,600	16,900	18,600	15,300	10,900	13,500	14,300	13,500	10,500	10,400	10,100	14,000	167,600	55,100	112,500
21	2305	新潟柳都中学校	51	13,100	8,500	7,700	7,500	8,100	9,500	9,400	8,800	7,700	7,400	6,900	8,100	102,700	29,300	73,400
22	2307	宮浦中学校	71	14,400	7,400	9,500	7,900	9,500	11,200	11,800	11,000	8,900	7,900	7,800	9,800	117,100	31,300	85,800
23	2308	上山中学校	110	19,400	12,700	17,800	16,800	15,600	15,000	16,300	14,200	15,000	15,900	15,600	16,900	191,200	49,900	141,300
24	2309	山潟中学校	125	19,300	13,800	17,000	14,500	14,100	16,900	15,500	14,000	13,100	13,700	12,400	15,000	179,300	50,100	129,200
25	2401	大江山中学校	92	13,200	6,000	8,500	6,600	7,900	9,900	12,500	10,600	9,300	7,100	6,500	7,900	106,000	27,700	78,300
26	2402	曾野木中学校	93	16,500	7,000	9,700	7,300	8,700	11,500	14,500	13,000	7,700	7,200	5,700	8,500	117,300	33,200	84,100
27	2403	両川中学校	57	6,700	3,500	5,900	4,900	5,400	6,600	7,900	7,000	6,100	5,500	4,700	4,900	69,100	16,100	53,000
28	2404	横越中学校	86	14,500	10,200	14,700	14,700	14,300	15,900	16,000	15,300	13,700	14,900	14,300	14,700	173,200	39,400	133,800
29	2405	亀田中学校	83	19,500	13,400	17,300	12,800	11,400	12,900	13,400	12,700	12,100	12,300	12,100	12,800	162,700	50,200	112,500
30	2406	亀田西中学校	85	16,900	9,800	12,600	11,300	11,900	14,600	15,300	13,600	12,200	11,400	11,100	12,200	152,900	39,300	113,600
31	2501	新津第一中学校	76	16,900	10,900	12,600	12,100	11,700	11,800	12,600	11,300	12,500	14,200	14,400	15,300	156,300	40,400	115,900
32	2502	新津第二中学校	91	18,700	12,000	15,700	15,000	15,200	18,000	18,000	16,000	13,400	13,500	13,700	14,500	183,700	46,400	137,300

【別紙3】新潟市立学校で使用する電力の供給(松浜中学校 外55校) 予定契約電力および予定使用電力量

番号		施設名	予定契約電力(kW)	予定使用電力量(kWh)												合計	夏季	その他季	
				※毎年7月1日から9月30日までの期間を「夏季」とし、その他の期間を「その他季」とする。															
				令和8年7月	令和8年8月	令和8年9月	令和8年10月	令和8年11月	令和8年12月	令和9年1月	令和9年2月	令和9年3月	令和9年4月	令和9年5月	令和9年6月				
33	2503	新津第五中学校	70	15,500	9,100	12,200	12,100	12,100	13,400	13,500	13,200	10,700	11,400	10,800	12,900	146,900	36,800	110,100	
34	2504	小合中学校	56	7,800	4,700	6,100	4,700	5,800	7,200	9,200	8,100	6,600	5,100	4,300	5,200	74,800	18,600	56,200	
35	2505	金津中学校	48	8,100	5,000	6,900	7,500	6,400	7,200	8,200	7,400	6,400	6,800	6,700	6,900	83,500	20,000	63,500	
36	2506	小須戸中学校	43	8,300	6,200	8,300	7,900	7,200	8,700	10,100	8,400	7,100	7,500	6,900	7,200	93,800	22,800	71,000	
37	2601	白南中学校	82	13,700	7,900	11,000	10,100	10,100	12,900	13,900	13,100	9,200	8,500	8,100	9,100	127,600	32,600	95,000	
38	2602	白根第一中学校	99	17,600	9,800	14,100	11,700	13,200	15,700	14,400	13,500	11,900	12,800	10,200	12,200	157,100	41,500	115,600	
39	2603	臼井中学校	51	7,100	4,700	6,100	4,900	5,300	6,600	7,800	7,200	5,300	5,100	4,700	5,400	70,200	17,900	52,300	
40	2604	白根北中学校	118	18,300	8,300	13,400	7,800	10,900	14,900	18,500	16,600	12,000	9,500	6,700	9,600	146,500	40,000	106,500	
41	2605	味方中学校	116	12,800	8,000	9,300	6,300	6,500	9,200	12,200	10,200	7,700	6,300	6,000	7,600	102,100	30,100	72,000	
42	2606	月潟中学校	56	8,800	5,800	7,300	7,100	6,600	7,700	8,000	7,800	7,100	6,000	6,500	6,900	85,600	21,900	63,700	
43	2701	坂井輪中学校	197	18,100	11,000	15,400	12,900	14,000	18,100	21,200	19,500	11,600	11,800	11,500	14,200	179,300	44,500	134,800	
44	2702	内野中学校	146	22,800	9,900	19,300	11,200	15,100	20,800	25,300	22,200	14,000	10,500	9,000	13,200	193,300	52,000	141,300	
45	2703	赤塚中学校	69	12,200	7,500	11,400	8,900	9,200	10,500	11,600	10,300	9,800	9,300	7,900	10,000	118,600	31,100	87,500	
46	2704	中野小屋中学校	39	6,100	3,400	5,300	4,700	4,900	5,800	8,900	9,400	5,000	4,800	4,200	4,600	67,100	14,800	52,300	
47	2705	小針中学校	102	16,900	10,000	13,000	9,500	10,700	13,100	14,700	13,000	10,200	10,000	9,400	11,700	142,200	39,900	102,300	
48	2706	五十嵐中学校	61	9,000	5,800	8,300	8,100	8,500	10,100	11,500	9,900	7,700	7,900	8,300	8,400	103,500	23,100	80,400	
49	2707	小新中学校	104	18,900	8,900	12,000	11,300	9,800	11,700	14,600	12,400	11,100	11,100	10,500	12,900	145,200	39,800	105,400	
50	2708	黒埼中学校	167	29,400	12,600	18,100	12,500	13,000	19,500	23,200	19,100	14,000	12,700	11,100	16,400	201,600	60,100	141,500	
51	2801	岩室中学校	73	9,900	5,000	7,600	6,700	6,600	8,300	9,900	8,900	6,600	6,200	5,400	6,500	87,600	22,500	65,100	
52	2802	西川中学校	68	22,300	7,700	9,500	8,600	9,100	11,000	11,900	10,800	9,700	8,500	7,900	10,700	127,700	39,500	88,200	
53	2803	潟東中学校	84	18,400	11,600	13,000	13,400	13,600	15,600	17,900	15,600	14,900	13,400	12,700	16,400	176,500	43,000	133,500	
54	2804	中之口中学校	40	7,600	5,300	6,900	8,100	8,200	8,900	9,500	8,500	6,900	6,400	6,000	6,200	88,500	19,800	68,700	
55	2805	巻東中学校	88	16,600	11,100	11,800	9,800	10,600	12,800	14,200	12,800	14,300	12,900	12,700	14,000	153,600	39,500	114,100	
56	2806	巻西中学校	114	18,300	13,100	15,200	12,000	13,300	14,900	17,700	15,600	14,500	13,100	12,100	14,200	174,000	46,600	127,400	
合計				5,251	915,500	544,700	722,700	597,900	615,900	744,600	850,500	757,700	611,100	574,200	530,900	637,800	8,103,500	2,182,900	5,920,600

電力供給契約書

新潟市（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）は、「新潟市立学校で使用する電力の供給（松浜中学校外 5 5 校）」について次のとおり契約を締結する。

- 1 契約件名 新潟市立学校で使用する電力の供給（松浜中学校 外 5 5 校）
- 2 契約期間 令和 8 年 7 月 1 日 午前 0 時から 令和 9 年 6 月 3 0 日 午後 1 2 時まで
- 3 供給場所 別表のとおり
- 4 供給内容 別紙仕様書のとおり

5 契約単価	基本料金単価（円／kW）	円
	夏季電力量料金単価（円／kWh）	円
	その他季電力量料金単価（円／kWh）	円

※上記において、「夏季」とは 7 月 1 日から 9 月 3 0 日までの期間、「その他季」は夏季以外の期間とする。

※上記の各単価には、消費税及び地方消費税を含む。

- 6 契約保証金 新潟市契約規則第 3 3 条及び第 3 4 条の規定による。
- 7 特約条項 別紙「電力供給契約条項」のとおり
- 8 その他 別紙仕様書のとおり

この契約を証するため、本書 2 通を作成し甲乙記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 8 年 月 日

甲 新潟市中央区学校町通 1 番町 6 0 2 番地 1
新潟市
代表者 新潟市長 中原 八一 印

乙 住所
氏名 印

(別表) 供給場所

番号	学校名	所在地	備考
1	松浜中学校	新潟市北区松浜5丁目12番地2	
2	南浜中学校	新潟市北区島見町3965番地	
3	濁川中学校	新潟市北区新崎5437番地	
4	葛塚中学校	新潟市北区太田乙433番地	
5	木崎中学校	新潟市北区木崎3291番地1	
6	岡方中学校	新潟市北区太子堂104番地	閉校に伴い令和9年3月31日までの供給
7	早通中学校	新潟市北区早通396番地	
8	光晴中学校	新潟市北区上土地亀4981番地	
9	東新潟中学校	新潟市東区山木戸1丁目2番1号	
10	山の下中学校	新潟市東区秋葉通2丁目3722番地の7	
11	大形中学校	新潟市東区海老ヶ瀬122番地1	
12	石山中学校	新潟市東区東明6丁目2番地	
13	藤見中学校	新潟市東区小金町3丁目5番1号	
14	木戸中学校	新潟市東区上木戸5丁目1番1号	
15	東石山中学校	新潟市東区若葉町2丁目16番1号	
16	下山中学校	新潟市東区下山1丁目120番地	
17	関屋中学校	新潟市中央区浜浦町2丁目1番地	
18	鳥屋野中学校	新潟市中央区女池4丁目31番1号	
19	白新中学校	新潟市中央区川岸町2丁目4番地	
20	寄居中学校	新潟市中央区営所通2番町592番地の12	
21	新潟柳都中学校	新潟市中央区栄町3丁目4213番地	
22	宮浦中学校	新潟市中央区万代5丁目6番1号	
23	上山中学校	新潟市中央区女池上山5丁目1番13号	
24	山潟中学校	新潟市中央区山二ツ1番地1	
25	大江山中学校	新潟市江南区西山491番地	
26	曾野木中学校	新潟市江南区曾川甲387番地1	
27	両川中学校	新潟市江南区酒屋町702番地1	
28	横越中学校	新潟市江南区横越中央3丁目4番1号	
29	亀田中学校	新潟市江南区城山1丁目3番5号	
30	亀田西中学校	新潟市江南区早苗3丁目1番8号	
31	新津第一中学校	新潟市秋葉区新栄町4番1号	
32	新津第二中学校	新潟市秋葉区荻島1丁目15番17号	
33	新津第五中学校	新潟市秋葉区新津東町2丁目7番29号	
34	小合中学校	新潟市秋葉区小戸下組77番地	
35	金津中学校	新潟市秋葉区割町10番地2	
36	小須戸中学校	新潟市秋葉区横川浜526番地1	
37	白南中学校	新潟市南区茨曾根7619番地	
38	白根第一中学校	新潟市南区白根407番地	
39	臼井中学校	新潟市南区臼井1425番地	
40	白根北中学校	新潟市南区鷲ノ木新田4814番地	
41	味方中学校	新潟市南区味方1199番地	
42	月潟中学校	新潟市南区月潟740番地	
43	坂井輪中学校	新潟市西区寺尾上3丁目1番36号	
44	内野中学校	新潟市西区内野西1丁目10番1号	
45	赤塚中学校	新潟市西区赤塚5590番地	
46	中野小屋中学校	新潟市西区中野小屋932番地	
47	小針中学校	新潟市西区小針1丁目37番1号	
48	五十嵐中学校	新潟市西区上新栄町5丁目3番1号	

49	小新中学校	新潟市西区小新西3丁目18番1号	
50	黒埼中学校	新潟市西区大野町2540番地1	
51	岩室中学校	新潟市西蒲区西中1421番地	
52	西川中学校	新潟市西蒲区曾根1828番地3	
53	潟東中学校	新潟市西蒲区三方250番地	
54	中之口中学校	新潟市西蒲区中之口660番地	
55	巻東中学校	新潟市西蒲区潟頭1493番地	
56	巻西中学校	新潟市西蒲区仁箇42番地1	

電力供給契約条項

(目的)

第1条 乙は、別紙仕様書に基づき、甲に対して甲が指定する施設で使用する電力を安定的に供給し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(契約保証金)

第2条 新潟市契約規則第33条及び第34条の規定による。

(権利義務の譲渡の禁止)

第3条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。

(使用電力量の増減)

第4条 甲の使用電力量は、仕様書に掲げる予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

(契約電力)

第5条 各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

(計量及び検査)

第6条 乙は原則として毎月1日に使用電力量を算定し、速やかに甲に報告して甲の指定する職員等の検査を受けなければならない。

(電気料金の算定)

第7条 電気の使用に対する代金(以下「電気料金」とする。)の算定は、一月(前月の計量から当月の計量までの期間をいう。)の使用電力量により行うものとする。

(電気料金の支払)

第8条 乙は、第6条に定められた検査に合格後、速やかに適法な請求書をもって各月毎に料金を請求することができる。

2 前項の電気料金は、第5条に定める契約電力に契約書に定めた契約単価を乗じて得た額(ただし、力率割引割増を行う場合は、力率割引割増をして得た額とする。)と当該月における使用電力量に契約書に定めた契約単価を乗じて得た額(ただし、燃料費等調整額を行う場合は、燃料費等調整額を加え、又は差し引いて得た額とする。)に割引を合算した額(当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた金額とする。)とする。

3 甲は、第1項の請求書を受領したときは、その日から30日以内に電気料金を乙に支払うものとする。ただし、支払日による早収・遅収等の定めがある場合は、乙が定める電気供給条件等に基づき協議のうえ決定する。

(契約の変更)

第9条 この契約を締結した後において、経済事情の変化等により本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合は、甲乙協議のうえ、本契約の一部または全部を変更することができる。

2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要がある時は、書面により定めるものとする。

(燃料費等調整額等)

第10条 燃料費等調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、当該区域の旧一般電気事業者が一般需要家に適用する単価をもって算出するものとする。

(損害賠償の負担)

第11条 乙は、自己の責により電力供給の停止等のため甲に損害(第三者に及ぼした損害を含む。)

を与えたときは、その損害を賠償する責任を負わなければならない。

- 2 第三者の行為により電力供給の停止等を生じた場合において、甲が当該第三者に損害賠償の請求をする時は、乙は、甲に協力するものとする。
- 3 第1項の規定による損害賠償の額は、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

(乙の責による契約の解除)

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 契約の締結又は履行について、不正があった場合
 - (2) 天災、その他の不可抗力によらないで、電力の供給をする見込みがないと甲が認めた場合
 - (3) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えた場合
 - (4) 契約の相手方又はその代理人、支配人その他の使用人が甲の職員の監督又は検査に際してその職務の執行又は指示を拒み、妨げ、又は忌避した場合
 - (5) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格その他の契約の相手方として必要な資格を失った場合
 - (6) 役員等(乙が個人である場合はその者を、乙が法人である場合はその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6項に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であると認められる場合
 - (7) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる場合
 - (8) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる場合
 - (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる場合
 - (10) 乙がこの契約に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第7号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、その相手方と契約を締結したと認められる場合
 - (11) 乙がこの契約に関して第7号から第10号までのいずれかに該当する者を、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)であって、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
 - (12) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められる場合
- 2 乙は、第1項の規定による契約の解除により損害を受けた場合は、甲に対してその損失の補償を求めることができない。

(談合その他不正行為による解除)

第13条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条第1項に規定する排除措置命令、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令が確定したとき(独占禁止法第77条第1項の規定により、当該処分取消しの訴えが提起されたときを除く。)
 - (2) 乙が独占禁止法第77条第1項の規定により前号の処分取消しの訴えを提起し、当該訴えについて棄却又は却下の判決が確定した場合
 - (3) 乙(乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合は、甲に対してその損害を請求できないものとする。

(解除に伴う措置)

第14条 甲が第12条第1項及び第13条第1項の規定により契約を解除した場合、乙は当該契約の解除があった日から契約期間の満了日までの期間に対応する予定数量を基にして、第10条第2項

の規定により計算して得た額の100分の10に相当する額以上を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 第1項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の違約金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

(賠償額の予定)

第15条 乙は、この契約に関して第13条第1項各号のいずれかに該当するときは、業務の履行の前後及び甲が契約を解除するか否かにかかわらず、契約金額(入札告示において示した予定数量に契約単価を乗じて得た金額)の100分の20に相当する額の賠償金を支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、賠償金の支払を免除する。この業務が完了した後も同様とする。

(1) 第13条第1項第1号及び第2号に掲げる場合において、処分の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売に該当する場合その他甲が特に認めるとき。

(2) 第13条第1項第3号に掲げる場合において、刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の賠償金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

3 前2項の場合において、乙が共同企業体、コンソーシアム等であり、既に解散されているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前2項の額を甲に支払わなければならない。

(契約義務の未履行による損害賠償)

第16条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償金として甲に支払わなければならない。

(天災による履行不能)

第17条 天災その他不可抗力によって業務上の損害が認められる場合において、乙が善良なる管理者としての注意義務を怠らなかつたと認められるときは、甲はその損害の全部又は一部を負担するものとする。その負担額は、甲乙協議の上定める。

(危険負担)

第18条 業務を開始する前に生じた損害は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙の負担とする。

(秘密の厳守)

第19条 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(個人情報の保護)

第20条 乙は、この契約による業務を履行するための個人情報(個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。)がある場合は、その保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び新潟市個人情報保護条例(平成13年新潟市条例第4号)を遵守し、個人の権利及び利益を侵害することがないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(費用の負担)

第21条 この契約の締結に要する一切の費用は乙の負担とする。

(法令の遵守)

第22条 この契約の履行に関して、甲乙は関係法令を遵守するものとする。なお、乙は関係監督機関から処分又は指導等を受けた場合は、速やかに書面により甲に報告しなければならない。

(暴力団等からの不当介入等に対する措置)

第23条 乙は、この契約の履行に当たり反社会的勢力から不当な介入（契約の適正な履行を妨げることをいう。）又は不当な要求（事実関係及び社会通念に照らして合理的な事由が認められない不当又は違法な要求をいう。）（以下これらを「不当介入等」という。）を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに警察に届け出なければならない。

2 甲は、乙が不当介入等を受けたことによりこの契約の履行について遅延が発生するおそれがあると認めるときは、甲乙協議の上、履行期限の延長その他の措置をとるものとする。

(合意管轄裁判所)

第24条 この契約にかかる訴訟については、甲の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(疑義等の決定)

第25条 この契約について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。